

関東整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成29年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定基準 ※注1	重点化基準 ※注2	B/C ※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福島県福島市	31	ウ	①	1.45	(阿武隈川)
2	群馬県藤岡市	18	ウ	①②	1.43	(①利根川 ②鹿島簡易水道)
3	山梨県南巨摩郡身延町	5	ウ	①②	1.45	(①富士川 ②大和簡易水道)
4	山梨県南巨摩郡身延町	19	ウ	①②	2.00	(①富士川 ②波高島簡易水道)
5	山梨県南巨摩郡南部町	4	イ	①②	1.78	(①富士川 ②西部簡易水道)
6	静岡県静岡市	19	ア	①	1.95	(安倍川)
7	静岡県静岡市	19	ア	①	1.91	(安倍川)
8	静岡県静岡市	3	ア	①	1.91	(安倍川)
9	静岡県静岡市	9	ウ	①②	1.91	(①安倍川 ②坂ノ上簡易水道)
10	静岡県静岡市	5	ウ	①②	1.91	(①安倍川 ②坂ノ上簡易水道)
11	静岡県静岡市	8	ウ	①	1.95	(安倍川)
12	静岡県静岡市	2	ア	①②	1.94	(①安倍川 ②坂ノ上簡易水道)
13	静岡県浜松市	5	ウ	②	1.43	(渋川簡易水道)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。